

学生・若者の不安につけ込む勧誘

消費生活

学生に広がる投資やもうけ話

〈事例〉

友人に「会わせたい人がいる」と誘われ、喫茶店で会うことになった。投資について説明を受け、その学習教材が入ったUSBメモリの購入を勧められた。

断り切れず、インターネット上で消費者金融に借り入れして、その場で代金を支払った。

さらに友だちを勧誘すると、紹介料を5万円もらえると聞いたが、自分には投資も勧誘もできないと思うので、クーリング・オフしたい。(当事者：学生)



- ・ 借金してまでの契約は絶対にしないでください。
- ・ 「誰かを勧誘すれば報酬がもらえる」しくみは、マルチ取引に該当する可能性があり、人間関係も破綻します。
- ・ 要件を満たせば、クーリング・オフや中途解約ができる場合があります。



通信

令和6年11月
vol.169

岡役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話
いただけると確実です

就活の不安につけ込む高額な勧誘

〈事例〉

就活に悩み、SNSで就活塾の広告を見てサイトに登録し、ウェブ会議での無料カウンセリングを受けた。その際「セミナーを受ければ大企業に100%内定する」と、約50万円のセミナーを勧誘された。その場で判断を迫られ、考える余裕もなく申し込んだ。

後日「高額で支払えない」と事業者に解約を申し出たが、解約料として契約金額の20%を請求された。納得できない。(当事者：学生)

- ・ 事前に無料カウンセリングの内容や、有料サービスの勧誘の有無などをよく確認しましょう。
- ・ クーリング・オフや契約を取り消すことができる場合があります。

イラスト：国民生活センター「子ども・若者サポート情報」より



こんな勧誘は断ろう!!

- ・ 「絶対にもうかる」「100%内定する」など、**断定的**なことを言う
- ・ 「このままでは失敗する」など、**不安をあおってくる**
- ・ 「すぐに返せる」と、カードや消費者金融で**借入れ**させようとする
- ・ 「今決めて」「疑問があるなら私に聞いて」などと言って、他の人に**相談させない**

遠隔操作アプリは
絶対に入れないで!!

相談受付状況

月	件数	主な内容
8月	7件	国際電話の不審な着信、賃貸住宅の原状回復、中古自動車、海産物の電話勧誘、
9月	12件	光回線の電話勧誘、眼鏡、クレジットカードの解約、生命保険、迷惑メール